

2020. 11. 4

新型コロナウイルス感染予防対策について：学生の皆さんへ

現在、コロナウイルス感染症は全国的に新たな PCR 陽性者の微増が続いており、死亡者・重症者数も連日報告されています。今後当分の間、現在の感染防止を中心とした生活様式が求められています。また状況によっては、新たな規制が加わる可能性も常にあります。

全国的には、75%近くの大学が、いまだ遠隔授業を主に開講しているなかで、本学は、すでにほとんどの講義、演習を対面で開講しています。この状況を可能にしているのは、すべての学生、教職員の皆さんの健康・行動管理にほかなりません。

学生の皆さんには、新学期の開始前には、一定の期間の新見市内在住（通学を除く）を課し、後期開始後も最初の1週間は対面講義は行われませんでした。

毎日の健康チェック、そして体調不良や県外移動の際には、可及的速やかな保健管理センターへの連絡と指示の順守を義務づけています。

夏休みの際は、定期的な健康報告、移動予定・報告もフォームズを用いて行うことし、健康・行動管理による感染防止の徹底をはかりました。

今後も相当期間、本学の方針として、本学に学ぶ学生の皆さん（もちろん、同居ご家族や近隣住民のかたも）の健康を守り、本学の学修環境を維持するため、現行の感染防止対策を継続しますので、学生の皆さんは以下の点に留意し必ず順守してください。

1. すでに周知してある一般的な感染防止行動をとること。
2. 本学は、現時点で600名を超える学生、教職員そのほか関係者が修学する場所であり、保育施設、医療施設、介護施設での実習、地域の人々との密接な実地交流体験が行われることから、これらの施設での感染防止策、対応に準じて、感染防止対策を行い、可能な限り、コロナウイルスの持ち込みを防ぐ対応を行うこととする。
3. 現在、実施されている、健康報告、体調不良や県外移動の際の保健管理センターへの連絡、指示を仰ぐ体制を継続する。
4. 特に、体調不良、県外移動について、連絡後、保健管理センターの指示に従わなかった場合は、本学への入構禁止（非公欠）を命ずる場合がある。
5. 保健管理センターに無断での県外移動が発覚した場合は、ペナルティーを課す場合がある。